

令和6年度 広島港 輸出・輸入コンテナ貨物支援事業 募集実施要領

広島港振興協会

1. 目的

本事業は、広島港の利用促進を図るため、これまで県外港を利用していたコンテナ貨物を広島港にシフトするなどして、広島港を利用して輸出または輸入されるコンテナ貨物を増加させることを目的とした事業です。

2. 委託事業内容

広島港 輸出・輸入コンテナ貨物支援事業として、対象期間内に次の条件を満たす事業を募集します。事業の内容等については、この「募集実施要領」によるものとします。

(1) 荷主^{※1}企業への委託事業

- ① 新規利用により、広島港でコンテナ貨物を10TEU^{※2}以上輸出入する事業
- ② 県外港からの利用転換により、広島港でコンテナ貨物を10TEU以上輸出入する事業

①もしくは②の条件を満たす事業については、1 TEUあたり5,000円を交付します。なお、輸出入する貨物が東南アジア^{※3}発着貨物の場合は、1TEUあたり5,000円加算し、10,000円を交付します。1事業者の上限額は100万円です。いずれも広島港の継続利用が見込まれる事業を対象とします。

※1 船会社が発行する船荷券[B/L]に、荷送人（ShipperもしくはConsignee）として記載されている日本国内に事業所を有する荷主。船荷券に荷主として記載されていない場合でも、フォワーダー（ハウス）B/L等にて実荷主であることが確認できる事業者。

※2 TEUは「Twenty-foot Equivalent Units」の略で20フィートコンテナ1個が1TEUとなります。40フィートコンテナ1個は2TEUに換算されます。

※3 ASEAN（東南アジア諸国連合）に加盟する、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスとする。

(2)フォワーダー*企業への委託事業

県外港からの転換もしくは新規に広島港を利用する輸出または輸入のコンテナ貨物が10TEU以上の荷主に対して広島港の利用を提案する事業に対して1TEUあたり2,500円交付します。1事業者の上限額は20万円です。

※ 貨物利用運送事業法に規定する国土交通大臣の登録（第一種貨物利用運送事業）または許可（第二種貨物利用運送事業）を受けた事業者、その他、事務局が認める事業者。

その他、個別の取扱いについては次を参考にしてください。

- 貨物利用運送事業者又は商社が、船会社が発行する船荷証券上の荷送人または荷受人となるような場合には、これらの荷送人または荷受人に輸出または輸入を委託した実荷主との組み合わせごとに1事業者とみなします。
- 船会社が発行する船荷証券に荷主として記載されていない場合、荷主として記載されているフォワーダーB/Lまたは輸入許可証にて実荷主である事が確認できれば対象事業者とします。尚、同一コンテナ貨物について重複して事業提案することはできません。
- これまで広島港を利用していた貨物について、単に船荷証券上の荷送人の名義が変更されるだけのよう場合には、同一の会社とみなし原則として補助の対象とはなりません。
- 複数のフォワーダーが同一のコンテナ貨物を取扱っている場合の事業提案は一件に限ります。
- 複数者に広島港の新規利用を提案した場合、それぞれの者が広島港を利用したコンテナ貨物の実績を合計した数値が補助対象貨物量となります。
- 事業提案者は、日本国内に事業所を有する者に限ります。
- 単に会社の名称が変更する場合には、同一の会社とみなします。
- 会社の名称が異なる場合でも、事業内容及び代表者が同一であれば1事業者とみなし、重複して事業提案することはできません。
- 補助対象期間中に会社が分割することにより、コンテナ貨物が分割される場合には、分割後のコンテナ貨物の計画とそれに相応する実績をもとに判断します。
- 補助対象期間中に会社が合併することにより、合併する複数社のコンテナ貨物が合算される場合には、合併後の合算されたコンテナ貨物の計画とそれに相応する実績を元に判断します。
- その他、上記の扱いを含めて疑義のある場合については、広島港振興協会事務局までご連絡ください。

3. 委託対象期間

委託を受けようとする会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）とします。

当該年度の事業実績報告書（別紙様式4）の提出期限は、対象年度終了日から3営業日以内とします。

4. 応募方法（事業提案書等の提出）

(1)提出書類

- ① 募集実施要領に定める事業提案書（別紙様式1）
- ② 暴対法等に係る当協会様式による誓約書（別紙様式1の別紙）
 - ※ 提案内容を確認するための書面の提示、及び説明を別途求める場合があります。
 - ※ 複数の事業者で事業計画を作成する場合は、代表事業者を定めてください。
- ③ 提案証明書（フォワーダー企業の提案の場合）（別紙様式1の別紙2）
 - ※ 荷主企業から「フォワーダーからの提案等により広島港を新たに利用した」旨を証する書面を提出いただきます。

なお、事業の提案にかかる各種様式については、下記「広島のみなと」ホームページよりダウンロードしてください。

「広島のみなと」ホームページ https://www.hiroshima-minato.jp/application.html
--

(2)提出期限及び提出先

- ① 期限 令和6年11月29日
- ② 提出先 広島港振興協会事務局（広島県土木建築局港湾振興課内）
〒730-8511 広島市中区基町10-52
広島県土木建築局港湾振興課ポートセールス担当
☎ 082-513-4033（直通） ✉ dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp

5. 委託対象事業の決定

(1)事業決定通知及び業務委託契約

提出された事業計画提案について、当協会が審査したうえで、順次事業決定をします。

審査にあたっては、必要に応じ、当協会が求める形で提案に修正を求めたうえで、事業決定を行います。

事業決定した対象事業は、書面で代表事業者あてに通知します。

事業決定した対象事業は、当協会と代表事業者との間で、業務委託契約を締結するものとします。業務委託契約に関する手続きは、事業決定した代表事業者に別途連絡します。

(2)事業決定の除外

提案者が次の各号に該当する場合は、事業決定を行わないものとします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益のためになると認められる又はその恐れがあると認められる場合

(3)事業計画の取り下げ

事業決定を受けた後、業務委託契約までの間に応募を取り下げの際には、速やかに当協会に申し出てください。

(4)事業計画の変更

業務委託契約の締結後に事業計画を変更する必要がある場合には、当協会と事前に協議したうえで事業計画変更書（別紙様式2）を速やかに提出してください。

変更内容に応じて、予算の範囲内で業務委託契約書の内容変更を行う場合があります。

(5)事業決定の取消

業務委託契約の締結後に本事業に関して虚偽の報告など不正行為等が明らかになった場合は、事業決定を取り消します。

また、事業決定後に事業計画を大きく変更する場合も、事業決定を取り消す場合があります。

事業決定を取り消した場合、事業決定時に結んだ業務委託契約の解除又は変更を行います。

(6)事業の中止

業務委託契約の締結後に事業を中止する場合は、事業中止・辞退届出書（別紙様式3）を速やかに提出してください。

当協会で審査のうえ、妥当と認められる場合は、事業決定を取り消し、業務委託契約の解除又は変更を行います。

6. 業務委託料の支払い

(1)事業報告にあたっての提出書類

募集実施要領に定める事業実績報告書（別紙様式4）を提出してください。

(2)報告期限

対象年度終了日から3営業日以内に上記提出書類を当協会宛に提出してください。

上記期日までに報告書等の提出が無い場合は、業務委託料の支払いはいたしません。

(3)業務委託料の確定

事業実績報告書について、当協会が検査のうえ、確定額を代表事業者（契約事業者）宛に通知します。

業務委託料の確定額が当初契約額から変更する場合は、最終確定額にて委託契約の変更を行います。

なお、手続きは別途通知します。

(4)業務委託料の請求

確定額の通知を受けた事業者は、速やかに当協会様式による請求書（別紙様式5）に必要事項を記入し、当協会宛に提出してください。

(5)業務委託料の支払い

確定された業務委託料は、契約事業者に対して、請求から30日以内に交付します。ただし、事業決定を取り消した場合は、業務委託料の支払いはいたしません。

(6)業務委託料の返還

5の(5)に定める事由により事業決定が取り消され、業務委託契約が解除された場合などで、当協会が業務委託料を支払い済みの場合、6の(7)に定める違約金及び遅延利息等を加えたうえで、業務委託料の返還を求めることがあります。この業務委託契約の履行が完了した後においても、同様とします。

(7)違約金及び遅延利息

契約事業者は、上記（6）において業務委託料の返還を命ぜられた場合、納付日に応じて、業務委託契約書約款に定める違約金及び遅延利息を当協会へ納付していただきます。

(8)その他

事業者に対し、委託事業の遂行に関する報告を求めることがあります。

広島港を經由して輸送が行われていることを確認するため、報告内容に応じて別途当協会が指定する件数の関係書類の提出（B/L(写し)等）を求めます。併せて、当協会の検査（現地立会や関係書類の確認など）を実施する場合があります。

また、当協会に提出した書類及び輸送実績の検査等にかかる書類・帳簿等は、当該事業終了後5年間は保管しておいてください。

7. 事業実施の基本的な流れ

(凡例)

